

## 非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会について

- 平成15年9月、構造改革特区本部決定において、講習終了など一定の条件を満たした場合の使用を認めるとの方向性を提示。
- 平成15年11月、医政局長の委嘱により、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」（座長 島崎修次 日本救急医学会理事長）を立ち上げ。
- 平成16年5月27日の第4回会議で、事務局より「報告書案」を提出、検討。概ね議論が集約された。  
※ 会議公開、資料公開
- 7月1日付で、報告書を確定し、公表、都道府県等あて通知を発出。
- 8月16日付で、講師養成のための講習等について、都道府県等あて通知を発出。

### 報告書の内容

#### ○ 非医療従事者（医師、看護師、救急救命士）によるAED使用に当たっての諸条件

- ① 一般市民を含めた幅広い非医療従事者の「救命の連鎖」への参画により救命の体制を強化する。
- ② 時間を争う救急蘇生の局面にあっても、心肺停止した者の安全を最優先する。  
※ 自動体外式除細動器（AED）の使用は、「医行為」
- ③ 一般市民を含めた非医療従事者が自信をもって積極的に救命に取り組む。
- こうした基本的考え方立って、「構造改革特区本部」決定の示した条件を再検証、具現化。

#### ○ 講習について

- ① 意識や呼吸の有無を的確に判断する技能や、基本的心肺蘇生措置を含んだ講習内容で、国民に過度の負担を生じさせないことも考慮し、概ね3時間程度で可能
- ② 講習対象者の活動領域等に応じた多様な実施主体による適切な講習の展開  
※ 上記①は、共通して必要とされる「ミニマム」のもの。  
救急隊員、フライトイテナンダントなど、活動領域の特色に応じ、必要な内容を付加・充実させることを期待
- ③ 必要に応じた再講習の機会の確保

#### ○ 用いられるAEDについて

心肺停止者に電極を貼ると、AEDが自動的に除細動の適応の判断し、適応疾患のみ除細動が実施されるもので、手動による除細動が実施できないものであること。

#### ○ 国民の理解の促進と広く社会に普及するための対応

- ① 国、地方公共団体、関連団体・学会の積極的な普及啓発
- ② 不特定多数が利用する施設等におけるAEDの配備等の明示  
※ AEDマーク・標識、AEDマップなど提案
- ③ AEDを使用した場合の効果についての検証の実施

# 国民の救命参加で「時間の壁」に立ち向かうための自動体外式除細動器（AED）の普及啓発

平成17年度要求額  
171百万円

## 1. 非医療従事者に対するAEDの普及啓発等経費 30百万円

非医療従事者に対するAEDの普及を図り救命率の向上に資するため、(財)日本救急医療財団にAEDの普及・啓発委員会を設置し、普及啓発等を図る。

(補助先) 財団法人 日本救急医療財団  
(補助率) 定額

## 2. 自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業 141百万円

非医療従事者に対するAEDの普及を図り救命率の向上に資するため、各都道府県に協議会を設置し、非医療従事者がAEDを用いた積極的な救命活動が行われるよう講習の実施や啓発を図る。

(運営か所数) 16か所  
(補助先) 都道府県（委託を含む）  
(補助率) 1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/2）

### 自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業

#### ○ AED普及啓発委員会

##### 主な活動内容((財)日本救急医療財団に委託)

- AED講習内容等に関する指導・助言
- 積極的なAEDの普及・啓発活動
  - ・ AED一般講習を行うための指導者用テキストの作成
  - ・ 普及啓発用ビデオ・ポスターの作成
  - ・ AEDの設置場所を示したマップの作成(ホームページ)
  - ・ AEDを設置している旨のシールの作成 等

#### ○ 都道府県AED協議会

##### 主な活動内容

- 地域に応じたAED普及に関する企画
  - ・ 地域のAED設置場所の選定
  - ・ AED指導者養成講習会
  - ・ 地域や職域における一般人を対象としたAED普及のための講習(例)

介護施設の職員を対象とした講習

ホームヘルパー事業者を対象とした講習 等

※ 日赤や消防で行われている既存の講習会の枠を越えて、  
地域の多様なニーズに応じることのできる講習を想定